

福島3山の噴火警戒レベル見直し概要

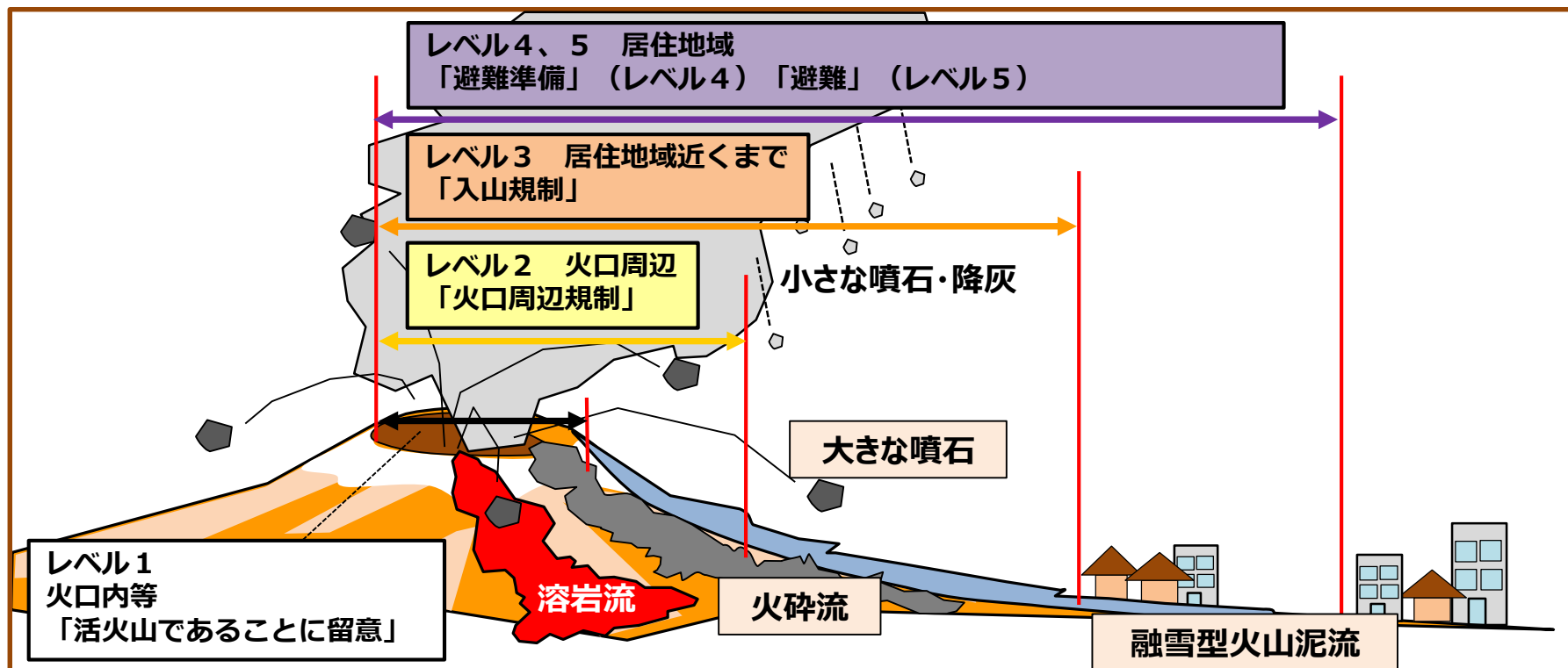
1. 噴火警戒レベルとは

火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して噴火警報に付される指標

住民、登山者や観光客等に防災対応がわかりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」、「避難準備」、「入山規制」、「火口周辺規制」、「活火山であることに留意」のキーワードを付して呼びかけます

- ◆ 噴火警戒レベルは、火山活動の活発さをあらわすものではありません。
→ 噴火の規模が小さくても、居住地域まで影響する場合は高いレベルになります

噴火警戒レベルに応じた段階的な「警戒が必要な範囲」とキーワード



2. 負荷警戒レベル導入に関する火山防災協議会での協議事項

- ・噴火シナリオ：「想定火口」、「噴火様式」、「噴火規模」、「噴火に関する現象」を示す
- ・ハザードマップ：噴火による「各現象の影響範囲」を示す
- ・噴火警戒レベル：噴火シナリオとハザードマップを基に、噴火警戒レベル毎に「噴火の規模」、「現象」、「レベル毎の警戒が必要な範囲」を示す
- ・避難計画：噴火警戒レベルの「レベル毎の警戒が必要な範囲」を基に、火口周辺や居住地域の避難計画や応急対策等を示す

活動火山対策特別措置法の改正(平成27年12月施行)

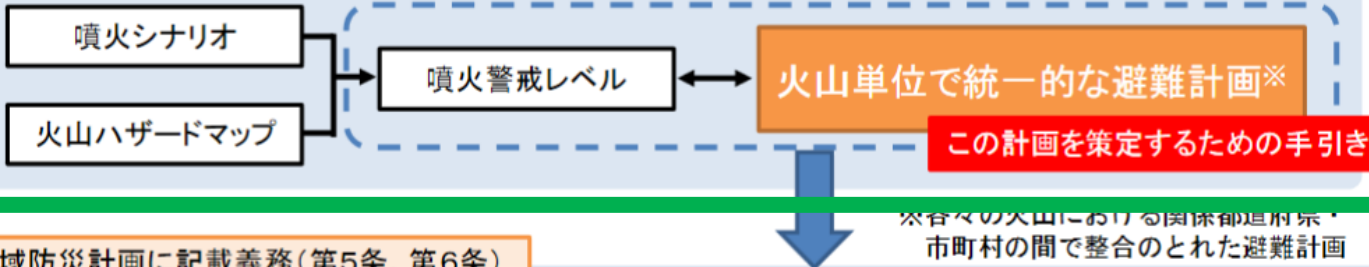
- ・火山地域が一体となった検討、登山者・観光客対策の充実等の御嶽山噴火災害の教訓の反映

基本指針の作成(第2条)

活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針(平成28年2月公示)

- ・住民、登山者・観光客の避難手段や啓発・教育、一時立入、風評被害等

火山防災協議会(第4条)の協議事項



地域防災計画に記載義務(第5条、第6条)

都道府県地域防災計画(第5条)

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達
2. 右の2、3を定める際の基準
3. 避難・救助に関する広域調整

市町村地域防災計画(第6条)

1. 火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達
2. 立退きの準備等避難について市町村長が行う通報等(噴火警戒レベル)
3. 避難場所・避難経路
4. 集客施設・要配慮者利用施設の名称・所在地
5. 避難訓練・救助

※各々の火山における関係都道府県・市町村の間で整合のとれた避難計画

3. 避難計画と噴火警戒レベルの見直し

現状

- 現在策定作業が行われている避難計画は、協議会で承認され公開されている火山ハザードマップ、緊急減災対策砂防計画（以下、緊急減災）における「噴火シナリオ（現象フロー、想定火口、噴火規模等）」と「ハザードマップ（各現象の影響範囲）」を基に作成が進められている。
- 現行の噴火警戒レベルの「警戒が必要な範囲」は、平成13年～14年に作成された火山防災マップの「各現象の影響範囲」を基に設定している。

問題点

緊急減災の知見を取り入れたハザードマップを協議会で承認した時点で、噴火警戒レベルの見直しを行うべきだった。

対応

噴火警戒レベルについて、火山ハザードマップの想定に沿ったものに早急に見直す。